

令和6年度 第1回佐倉市青少年問題協議会

次 第

□開 会

- 1 開会あいさつ
- 2 市長あいさつ
- 3 委嘱状交付

佐倉市長 西田 三十五

□会 議

- 1 各団体の取組みについて
- 2 取組みから見える青少年を取り巻く課題と解決のための提言について
- 3 佐倉市こども計画の策定について
- 4 その他

□閉 会

日時：令和6年7月26日（金）

午前10時00分～11時30分

場所：社会福祉センター3階中会議室

佐倉市
こども支援部こども政策課

佐倉市青少年問題協議会委員（任期：R5. 7. 5～R8. 7. 4）

敬称略

No.	選出区分	委 員	備 考
1	市 長	西田 三十五	会 長
2	教 育 長	圓城寺 一雄	副会長
3	副市長	石井 健司	
4	市教育委員会委員	吉村 真理子	佐倉市教育委員会教育長職務代理者
5	市の事務部局の関係職員	佐藤 鈴子	佐倉市こども支援部こども家庭課長
6	市教育委員会の事務局の職員	榎本 泰之	佐倉市教育委員会教育部参事指導課長事務取扱
⑦	警察関係職員	西山 将平	佐倉警察署生活安全課係長
⑧	家庭裁判所の職員	新井 玲子	千葉家庭裁判所家庭裁判所調査官
⑨	社会教育委員	藤崎 言行	佐倉市社会教育委員会議議長
10	民生委員・児童委員	松本 博子	佐倉市民生委員・児童委員協議会理事
11	保 護 司	石渡 康郎	保護司会佐倉市分会会長
⑫	社会福祉協議会運営委員	岡本 祥子	佐倉市社会福祉協議会事務局 生活支援グループ主査
13	小学校長	小坂井 靖史	佐倉市立佐倉東小学校長
⑭	中学校長	佐藤 克巳	佐倉市立佐倉東中学校長
15	高等学校長	佐藤 道広	千葉県立佐倉西高等学校長
⑮	高等学校長	相澤 直幹	千葉県立佐倉東高等学校長
17	青少年相談員	喜澤 雄悟	佐倉市青少年相談員連絡協議会会長
18	識見を有する者	久保 秀一	印旛健康福祉センター長
19	〃	山口 裕司	成田公共職業安定所長
20	〃	藤寄 秀秋	少年警察ボランティア佐倉地区副会長
21	〃	片岡 正臣	佐倉市青少年育成市民会議会長
⑳	〃	斉藤 英晴	佐倉市スポーツ協会事務局長
23	〃	溝渕 哲雄	佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会会長
㉑	〃	中村 真悟	佐倉市PTA連絡協議会 弥富小学校PTA会長
25	〃	新田 司	敬愛短期大学教授
26	〃	吉森 文男	佐倉市人権擁護委員

○数字の委員については、今回新規の委員

目 次

1 各団体の取組みについて

□佐倉市こども支援部こども政策課	3 ページ
□佐倉市こども支援部こども家庭課	6 ページ
□佐倉市教育委員会教育部指導課	7 ページ
□佐倉警察署	8 ページ
□佐倉市社会教育委員会	9 ページ
□佐倉市民生委員・児童委員協議会	10 ページ
□保護司会佐倉市分会	13 ページ
□佐倉市社会福祉協議会	14 ページ
□佐倉市立佐倉東小学校	16 ページ
□佐倉市立佐倉東中学校	17 ページ
□千葉県立佐倉西高等学校	18 ページ
□千葉県立佐倉東高等学校	19 ページ
□佐倉市青少年相談員連絡協議会	20 ページ
□印旛健康福祉センター	22 ページ
□成田公共職業安定所	23 ページ
□少年警察ボランティア協議会	27 ページ
□佐倉市青少年育成市民会議	28 ページ
□佐倉市スポーツ協会	29 ページ
□佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会	30 ページ
□佐倉市PTA連絡協議会	31 ページ
□佐倉市人権擁護委員協議会	32 ページ

2 取組みから見える青少年を取り巻く課題と解決のための提言について

	33 ページ
--	--------

3 その他

佐倉市の子育て支援

(令和6年7月1日現在)

1. 市の子育て支援施策

平成27年4月1日に施行された子ども・子育て支援法の規定による子育て支援に関する施策を実施する中で保育施設等を確保し待機児童ゼロの維持、保育の質の向上に取り組めます。また地域における子育て支援の拡充を図ります。

「教育・保育施設」

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業

0～2歳を対象とした19人以下の保育施設 ※市で認可

2. 保育園等の入園状況

- ・ 保育園32園(公6・私26)、認定こども園8園、小規模保育事業等3施設 合計43園
- ・ 幼稚園5園(私4+公1)

定員・入園数・待機児童数の推移(各年4月1日現在、幼稚園は各年5月1日現在)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
保育園等 認可定員	2,694 (39園)	2,853 (43園)	2,919 (44園)	2,919 (44園)	3,015 (45園)	3,089 (43園)
4月新規申込者数	870	843	689	703	832	792
保育園入園数 (管外委託分は除) (管外受託分は含)	2,494	2,551	2,525	2,544	2,649	2,608
待機児童数	29	11	0	0	0	0
(参考) 幼稚園入園数	2,116	1,906	1,837	1,656	1,481	1,339
(参考0歳～5歳/3月末) 就学前乳幼児数	6,975	6,613	6,198	5,870	5,673	5,391

令和5年4月(令和4年度中の整備及び認可定員変更)

合計 +-0人

幼保連携型認定こども園 志津わかば幼稚園 保育定員+96人

【4月以降の変更】

ウエスト・デイリーキッズ 定員20人→30人(保育定員 +10人)

アンサンブル染井野キッズ 廃止 (保育定員 △4人)

ひまわりルーム西志津 廃止 (保育定員 △12人)

令和6年4月(令和4年度中の整備及び認可定員変更)

南志津保育園→AIAI NURSERY 下志津へ移行 保育定員+80人

3. 地域における子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）

①放課後児童健全育成事業

◆児童センター・老幼の館（児童センター3施設、老幼の館2施設）

子ども達に安全な遊びの場を提供し、子育てに関する相談や交流事業を実施し、地域の子育て拠点として活動の場を提供しています。

◆学童保育所（公立34施設 私立3施設）

保護者が就労等で放課後に保育ができないとき、小学生に放課後の生活の場を提供し、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図ることを目的とした施設です。

入所状況	入所者数	定員数
令和6年5月1日	1,851人	1,915人
令和5年5月1日（参考）	1,794人	1,915人
令和4年5月1日（参考）	1,662人	1,860人

②子育て世代包括支援センター（市内5か所）（平成28年4月～）

（こども保育課、母子保健課、西部保健センター、南部保健センター、
志津北部地域子育て世代包括支援センター＊H30.11.26開所）

母子手帳を交付する際に、保健師による全員面接を行い、子育てに関する不安や悩みなどを妊娠期から総合的に相談を受けることができます。

また、出産後育児などの支援が必要なかたへの産後ケア事業や、さまざまな理由でお子さんの養育が困難になった時にお子さんを預かる子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を実施しています。

③地域子育て支援拠点事業（市内12か所）

子育て世代にとって身近な場所である保育園等で、保育士・栄養士・看護師等が育児相談などを受けます。また、子育て中の親子の交流の場を提供し、子育て支援に関する講座や情報提供等を実施しています。

【公立】2施設（公立保育園の本事業は休止中）

子育て支援センター、夢咲くら館子育て交流センター

【民間】10施設

にじいろ、生活クラブ、陽の木、さくら敬愛、吉見光の子、
えがおの森、ユーカリハロー、光の子、ウエスト・デイリー、ジュネス長岡

★子育て交流センター・吉見光の子・陽の木さくら・ジュネス長岡は、託児事業を併せて実施しています。

④ファミリー・サポート・センター事業

地域の「子育ての手伝いをしたい」、「子育ての手助けをしてほしい」人たちを会員とし、お互いに支援し合う事業です。センターのアドバイザーが会員間の連絡調整等を行っています。平成27年度から産前産後の妊産婦の家事援助等を行う「産前産後支援事業」、平成30年度から「ひとり親等利用料助成事業」を実施しています。

【活動内容】

- ・ 保育園、幼稚園などの送迎 ・ 産前産後の妊産婦の家事援助
- ・ 保育園・幼稚園開始前や終了後、小学校の放課後や学童終了後の子どもの預かり
- ・ 保護者のリフレッシュや病気、急用時等の子どもの預かり など。

年度	依頼会員	提供会員	両方会員	合計（人）
R5 年度末	1,060	181	20	1,261
R4 年度末（参考）	1,058	175	23	1,256

* 利用の約 80%が、保育園や小学校、学童などの送り迎え。

⑤一時預かり事業（市内計 15 か所：公立 6 か所・民間 9 か所）

日常生活上の突発的な事情や保護者の就労、育児疲れ等により、家庭での保育が断続的または一時的に困難となる場合に、保育園等でお子さまをお預かりします。

※里帰りでの出産・介護・療養等の条件を満たす方に限り、市外の方の利用も可能

★令和 4 年度から利用しやすい方向に拡充しました。

A 利用区分の整理 [非定型・私的・緊急 → 定期・不定期]

B 利用可能日数の拡大 [非定期：平均週 3、私的：月 3 日 緊急：15 日以内

→ 定期：週 3 日以内 不定期：月 15 日以内

・ 定期と不定期の併用可（合わせて月 15 日以内）

・ 施設の併用可（各施設月 15 日以内）]

C 継続期間の拡大 [定期：6 ヶ月以内 → 最長 1 年間]

⑥病児保育（市内 1 施設）

病気の回復期に至らないお子さん（当面の症状の急変が認められない場合に限る）を、専用の施設で一時的にお預かりします。

・ イーゲル（西志津：みやけクリニック）平成 29 年 4 月開設

対象：1 歳～小学校 6 年生まで

定員：3 名 / 利用日数：3 日

開設日：月～土曜日 8:00～18:00（土曜日は 13:00 まで）

⑦病後児保育（市内 2 施設）

病気からの回復期にあって保育園や小学校などに通うことができないお子さんを、専用の施設で一時的にお預かりします。

・ こあらキッズ（宮ノ台：みやのもりハローキッズ）平成 24 年 12 月開設

対象：生後 6 か月～小学校 3 年生まで

定員：3 名 利用日数：5 日

開設日：月～土曜日 8:00～18:00（土曜日は 17:00 まで）

・ トムの部屋（岩名：佐倉白翠園）平成 25 年 8 月開設

対象：生後 6 か月～小学校 3 年生まで

定員：3 名 / 利用日数：5 日

開設日：月～土曜日 8:00～18:00（土曜日は 17:00 まで）

佐倉市健康こども部こども家庭課（R6～こども家庭センター）＜児童虐待について＞

【令和5年度児童家庭相談援助実績】

1. 相談全件数（実数）

令和4年度からの継続ケース	443件	（うち、虐待ケース269件、60.7%）
令和5年度 新規ケース	460件	（うち、虐待ケース314件、68.3%）
計	903件	（うち、虐待ケース583件、64.3%）

2. 児童虐待新規ケース受付状況

①児童虐待の件数（令和3年度～令和5年度）

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	335件	369件	314件

②令和5年度虐待行為の件数・割合 ※児童の目で行われるDVも心理的虐待に含む

行為別	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	計
件数	88	49	173	4	314
割合	28.1%	15.6%	55.1%	1.2%	100%

3. 児童虐待の主な要因

- 親自身の育てられ方、親としての未熟さ、疾病や障害など保護者に起因する問題
- 児童の障害や特性等による育てにくさ
- 夫婦関係、親子間のストレスや経済的な問題など家庭に起因する問題
- 親族や近隣、支援機関等の社会資源との関係が維持できないなど孤立に起因する問題

【相談体制等】（R6.4.1 現在）

- こども家庭センター長 1名（こども家庭課長）
- 統括支援員 1名（こども家庭課 家庭児童相談班）
- 家庭児童相談担当職員 14名
 - 班長（社会福祉士）1名、保健師・保育士・児童福祉司任用職員 各2名、事務職員1名
 - 家庭児童支援員6名（社会福祉士3名、教員免許所持者3名）
- 母子保健担当職員 地区担当保健師 13名（こども家庭課兼務）
 - ◇健康管理センター 地区担当保健師5名（佐倉・臼井・千代田地区担当）
 - ◇西部保健センター 地区担当保健師6名（志津北部・志津南部地区担当）
 - ◇南部保健センター 地区担当保健師2名（根郷・和田・弥富地区担当）

【虐待予防・虐待防止への取り組み】

1. こども家庭センターの円滑な運営

要保護児童対策地域協議会（児童虐待防止ネットワーク）の調整機関、家庭児童相談室（DV含む）子ども家庭総合支援拠点の各機能に加え、母子保健機能と児童福祉機能を一体化させた新たな体制のもと、ヤングケアラーを含め、全ての妊産婦、子どもと家庭に対し、個別に支援計画等を作成し、関係機関と連携しながら切れ目のない相談支援を実施していきます。

2. 児童虐待防止研修の実施

児童虐待防止啓発活動として、民生委員・児童委員や関係機関職員等を対象とした研修を実施。

3. 子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業

虐待ハイリスク家庭への支援として、家事・育児支援ヘルパー等の派遣および保健師・保育士による訪問支援を実施します。

4. 関係機関との連携強化

児童虐待防止ネットワーク会議や母子保健との合同ケース会議等を通じ、関係機関での要支援児童に関する情報共有を図り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。

(1) いじめ問題と対応について

【具体的な取り組み】

①いじめ月例調査

- ・各学校はいじめに関する状況を毎月、指導課に報告し、指導課は市全体のいじめの状況や態様を把握しています。早期に発見して速やかに対応することにより、大きな事案になる前の対処を目指すとともに、解消率を上げるよう努めています。
- ・緊急性のあるものについては、指導主事が学校を訪問し、実態把握や対応について指導・支援を行います。ケースによっては、直接、児童生徒への聞き取り等を行い、必要に応じて関係機関と連携し、被害児童生徒及び保護者の心情に寄り添いながら、きめ細やかに対応しています。
- ・令和5年度のいじめの認知件数は、小学校344件、中学校239件、合計583件で、前年度から61件の増加となっています。各校は、小さなトラブルも積極的にいじめとして捉えており、各学校が解消に向けて取り組んでいます。

②教育相談週間・いじめアンケートの実施

- ・学校は、児童生徒がいじめ問題を含めた様々な悩みに対して相談しやすい環境を整えています。また、いじめのアンケートや日頃の児童生徒の様子を把握することにより、いじめの早期発見に努めています。

③「佐倉市いじめ防止子供サミット」の開催

- ・夏休みに、各小中学校の代表児童生徒を集めて話し合いを行い、子供たちの目線によるいじめ防止対策を打ち立てます。代表生徒は、本サミットで学んだ内容を学校で発表するなど、各校の実態に照らした活動に取り組み、児童生徒によるいじめ防止対策を実行します。

④学校支援アドバイザーの巡回

- ・各学校のいじめ問題をはじめとする生徒指導諸問題に対する助言や支援をするため、5名の学校支援アドバイザーが市内34校を巡回しています。

(2) 不登校児童生徒の対応について

【具体的な取り組み】

①長欠状況調査

- ・学校は、不登校について長期欠席児童生徒（不登校児童生徒）の状況を報告し、市教委はその態様を把握するとともに、必要に応じて指導支援を行います。
- ・令和5年度の不登校児童生徒数は、小学校165人、中学校286人、合計451人であり、前年度より小学校で20人増、中学校で14人減となっています。

②市・学校の対応

- ・月例報告をもとに教育センター指導主事や学校教育相談員が学校訪問や面接相談を行い、個別の支援について協議しながら対応に当たっています。
- ・学校支援アドバイザーが不登校児童生徒の別室対応や保護者に対する相談業務などの支援を実施します。
- ・各学校では、日頃より児童生徒との信頼関係づくりに積極的に努め、欠席が続いたら家庭訪問を実施する等、きめ細やかに対応することで、不登校児童生徒の減少に向けて取り組んでいます。また、こども家庭課と連携し、長期にわたって登校していない児童生徒については定期的に家庭訪問を行い、目視による確認を行うよう努めています。
- ・登校を希望しない児童生徒については、放課後登校・別室登校やオンライン授業、学習プリントを配付・回収する等の学習支援を行っています。

令和6年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉警察署 会員数(団体の場合) 名

月 日	活 動 内 容	場 所
	年間を通して ・不審者対応訓練 ・非行防止教室 ・ネット安全教室 ・薬物乱用防止教室 などの実施 その他 深夜はいかい 喫煙、飲酒 等 の補導活動の実施。	

*既存の書式、計画書でも支障はありません。

提出日：令和6年7月12日（金）まで

令和6年度社会教育委員関係行事一覧表

	日にち	会議・行事名	時間	会場
1	5月14日(火)	印旛郡市社会教育委員連絡協議会 定期総会及び第1回会議	10:00 ~ 11:30	印西市 文化ホール
2	7月19日(水)	令和6年度 千葉県社会教育委員連絡協議会 代議員会	13:30~16:30	千葉県 総合教育センター
3	7月22日(月)	第1回佐倉市社会教育委員会議	10:00 ~ 12:00	夢咲くら館
4	7月	第2回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会 振興大会事前打合せ会議	書面開催	酒々井町
5	9月14日(土)	令和6年度 印旛郡市社会教育振興大会 ※委員3名+事務局2名(予定)	13:30~16:00	酒々井町 プリミエール酒々井
6	12月5日(木)	千葉県社会教育振興大会 ※委員3名+事務局1名(予定)	調整中	千葉県 総合教育センター
7	11月 調整中	印旛郡市社会教育委員研修会	調整中	つくば市 コリドイオ (予定)
8	2月	第2回佐倉市社会教育委員会議	調整中	調整中
9	3月	第3回印旛郡市 社会教育委員連絡協議会	調整中	印西市

◇令和6年度事業計画一覧

団体・機関名 佐倉市民生委員・児童委員協議会

月	日	曜日	行 事	対 象 者
4	2	火	・4月委嘱の民生委員・児童委員委嘱状交付式	新任民生委員・児童委員
4	2	火	・新任民生委員・児童委員研修会	新任民生委員・児童委員
4	5	金	・4月理事会	地区民児協会長
4	16	火	・高齢者専門部会(第1回)	高齢者専門部会員
4	16	火	・会計監査	市民児協監事等
4	17	水	・千葉県民児協 新任民生委員児童委員研修会 (場所:千葉市民文化センター)	新任民生委員・児童委員
			・就学援助認定事務に係る民生委員訪問調査(学務課)	各 委 員
各地区日程			・4月地区定例会	各 委 員
5	2	木	・5月理事会	地区民児協会長
5	12~18	日~土	・民生委員・児童委員の日 活動強化週間	各 委 員
5	23	木	・令和6年度 佐倉市民生委員・児童委員協議会総会・研修会 (場所:志津コミュニティセンター)	各 委 員
5	27	月	・高齢者専門部会(第2回)	高齢者専門部会員
5	27	月	・千葉県民児協 定時評議員会 (場所:千葉県社会福祉センター)	会 長
5			・避難行動要支援者名簿の配布(危機管理課)	各 委 員
各地区日程			・5月地区定例会	各 委 員
6	7	金	・6月地区正副会長会議	地区民児協会長・副会長
6	17	月	・広報研修専門部会(第1回)	広報研修専門部会員
6	18	火	・児童専門部会(第1回)	児 童 専 門 部 会 員
各地区日程			・6月地区定例会	各 委 員
7	5	金	・7月理事会	地区民児協会長
7	10~12	水~金	・社会を明るくする運動に協力(街頭啓発)	各 委 員
7	12~16	金~火	・第74回「社会を明るくする運動」講演会 ※Web開催(~16日)	各 委 員
7			・全国児童委員・主任児童委員活動研修会 ※7・8・9月頃開催	対 象 者
各地区日程			・7月地区定例会	各 委 員

月	日	曜日	行 事	対 象 者
8	2	金	・8月理事会	地 区 民 児 協 会 長
8			・8月委嘱の民生委員・児童委員委嘱状交付式	新任民生委員・児童委員
8			・新任民生委員・児童委員研修会	新任民生委員・児童委員
8	23	金	・千葉県民児協 新任民生委員児童委員研修会（場所：千葉県社会福祉センター）	新任民生委員・児童委員
8			・高齢者台帳の更新調査（高齢者福祉課）	各 委 員
各地区日程			・8月地区定例会	各 委 員
9	6	金	・9月理事会	地 区 民 児 協 会 長
9	17	火	・広報研修専門部会（第2回）	広報研修専門部会員
9	19	木	・児童専門部会（第2回）	児 童 専 門 部 会 員
9			・千葉県民児協 中堅民生委員児童委員研修会 ※9・10月開催	中堅民生委員・児童委員
9			・歳末たすけあい配分対象世帯調査（市社協）	各 委 員
9			・75歳以上高齢者名簿配布（社会福祉課）	各 委 員
9			・高齢者安心キット配布（高齢者福祉課）	各 委 員
各地区日程			・9月地区定例会	各 委 員
10	4	金	・10月理事会	地 区 民 児 協 会 長
10	7/8/9	月/火/水	・千葉県民児協 事例検討研修会（場所：千葉市民会館）	対 象 者
10	17・18	木・金	・全国民生委員・児童委員リーダー研修会（場所：全社協・灘尾ホール）	地 区 民 児 協 会 長
10			・赤い羽根共同募金運動に協力（市社協）	各 委 員
各地区日程			・10月地区定例会	各 委 員
11	1	金	・11月理事会	地 区 民 児 協 会 長
11	14	木	・千葉県社会福祉大会（場所：青葉の森公園芸術文化ホール）	対 象 者
11	20・21	水・木	・第93回 全国民生委員児童委員大会（場所：宮崎市）	対 象 者
11	21	木	・高齢者専門部会（第3回）	高 齢 者 専 門 部 会 員
11	25/27	月/水	・千葉県民児協 単位民児協会長研修会（場所：千葉市民会館）	地 区 民 児 協 会 長
11			・歳末たすけあい募金に協力（市社協）	各 委 員
各地区日程			・11月地区定例会	各 委 員

月	日	曜日	行 事	対 象 者
12	6	金	・12月理事会	地 区 民 児 協 会 長
12			・12月委嘱の民生委員・児童委員委嘱状交付式	新任民生委員・児童委員
12			・新任民生委員児童委員研修会	新任民生委員・児童委員
12	4	水	・千葉県民児協 単位民児協会長研修会（場所：千葉市民会館）	地 区 民 児 協 会 長
12	16	月	・広報研修専門部会(第3回)	広報研修専門部会員
12	16	月	・児童専門部会(第3回)	児 童 専 門 部 会 員
12	17	火	・千葉県民児協 新任民生委員児童委員研修会（場所：千葉県社会福祉センター）	新任民生委員・児童委員
12			・歳末たすけあい運動 支援金配布に協力(市社協)	各 委 員
各地区日程			・12月地区定例会	各 委 員
1	10	金	・1月地区正副会長会議	地区民児協会長・副会長
1			・児童虐待防止民生委員・児童委員研修	各 委 員
1			・千葉県民児協 主任児童委員研修会	主 任 児 童 委 員
各地区日程			・1月地区定例会	対 象 者
2	7	金	・2月理事会	地 区 民 児 協 会 長
2	21	水	・児童専門部会(第4回)	児 童 専 門 部 会 員
2			・千葉県民児協 相談技法研修会	対 象 者
2			・千葉県民児協 リーダー研修会	対 象 者
各地区日程			・2月地区定例会	各 委 員
3	7	金	・3月理事会	地 区 民 児 協 会 長
3	17	月	・広報研修専門部会(第4回)	広報研修専門部会員
3	21	金	・千葉県民児協 第2回評議員会（場所：千葉県社会福祉センター）	会 長
3			・高齢者専門部会(第4回)	高 齢 者 専 門 部 会 員
各地区日程			・3月地区定例会	各 委 員
※ 一覧に記載のない事業・研修であっても、実施を検討できる場合はご案内いたします。				

令和6年度 佐倉地区保護司会佐倉市分会事業計画

月	日	事業	参加予定人員	実施場所
4	3	令和5年度歳入歳出監査	7名	佐倉市役所
	10	役員会	10名	ミレニアムセンター佐倉
	24	佐倉市更女6年度研修総会に出席※	3名	佐倉市役所
	25	分会6年度総会	19名	佐倉市役所
5		県「社明」実施委員会会議出席※	1名	千葉県庁
	1	佐倉地区保護司会監査及び理事会	7名	四街道市役所
	9	佐倉地区6年度総会	19名	ミレニアムセンター佐倉
		第1期佐倉地区保護司会定例研修会	19名	〃
6	15	佐倉市「社明」実施委員会出席※	3名	佐倉市役所
	20	更正保護女性会との合同視察研修	19名	市原青年矯正センター
7		麻薬・覚せい剤乱用防止運動		JR四街道駅
	1	第74回「社明運動」強調月間		佐倉市全域
		「社明」街頭広報活動(意識啓発PR)	各2名	イオン、ベイズ、ヤオコウ
	上～下旬	薬物乱用防止キャンペーン参加※	19名	未定
	中旬	青少年非行防止相談会※	2名	ミレニアムセンター
	中旬	「社明」講演(Web方式)※ 講師 ダニエル・カール 氏(タレント)	19名	市内公民館
		「社明」佐倉市実施結果検討会※	3名	ミレニアムセンター
		役員会	10名	ミレニアムセンター
8	下旬	佐倉市内小中学校連絡協議会※市教委に確認中	〃	〃
		第2期佐倉地区保護司会定例研修会	〃	酒々井町中央公民館
9		保護司・更女合同役員会	10名	ミレニアムセンター
10		佐倉市「社明」実施委員会・保護司会・ 更女合同県外矯正施設等視察研修	19名	* 検討中
11		第3期佐倉地区保護司会定例研修会	19名	四街道市文化センター
	21	第66回千葉県更正保護大会(前泊20日～)	関係保護司	犬吠埼ホテル(銚子)
12	中旬	千葉県婦性会(代表者定例訪問又は振込)	1名	千葉市
1		佐倉市更女新年研修会に出席※	3名	
		役員会(佐倉地区自主研修会の前に)	10名	四街道市文化センター
		佐倉市「社明」実施委員会出席※	3名	佐倉市役所
3		保護司・更女合同役員会※	10名	佐倉市役所
		分会年度末自主研修会	19名	佐倉市内
年間随時		佐倉市ミニ集会助言活動参加※	19名	佐倉市内各地
		佐倉市住民福祉懇談会出席※	各1～2名	〃
		小中学校との連携活動実施※ 市教委に確認中	各1～2名	佐倉市内
		防犯パトロール参加※	19名	佐倉市内各地
		分会役員会(連絡調整会議)	4～10名	佐倉市役所
		協力雇用主開拓	4～5名	佐倉市内
		地区保護司会各専門部会会議	3～12名	佐倉市、四街道市、酒々井町

※印は、保護司法第8条の2に規定する保護司活動計画です。

令和6年4月25日 提出
佐倉地区保護司会佐倉市分会
会長 石渡 康郎

令和6年度 事業計画

団 体 名 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会

構成人数 50人

重点目標 地域福祉推進事業等を通じて、児童青少年の健全育成を図ります。

目 的 様々な取り組みを通じ、児童青少年の健全育成の向上を目的とします。

事業効果 様々な取り組みを通じ、児童青少年の健全育成の向上の一助に繋がります。

年月日	活動内容	場 所	青少年募集数	主催共催等
通 年	ボランティア活動に関する情報提供や相談対応により活動の推進を図ります。 学校等で実施される福祉教育や福祉体験を通じ、児童青少年の健全育成を図り、自己実現を支援します。 ※福祉教育活動の推進においては、学校、ボランティアグループ、地区社協、当事者団体、社会福祉施設などと連携し、地域ぐるみで支援していきます。	佐倉市ボランティアセンター 福祉教育の活動拠点は市内の各学校、佐倉市内各所		佐倉市ボランティアセンター
【西部】 毎 月 第2水曜日 第3土曜日 【南部】 毎 月 第2水曜日 第4水曜日	おもちゃを通じて、障がい児と健常児のふれあいや交流、子育て支援の場として「おもちゃ図書館」を開館し、ボランティアグループの協力を受け、児童青少年の健全育成を図ります。	西部地域福祉センター 南部地域福祉センター		ボランティアグループ ありんこ
通 年 ※子ども食堂開設日は各食堂の予定に基づく。	佐倉市内の子ども食堂・地域食堂活動を通じ、子どもや子育て世代、地域住民との交流の場を通じ、児童青少年の健全育成を図ります。	佐倉市内の各子ども食堂		さくらあつたか食堂ネットワーク

通 年	生活困窮世帯子ども支援事業 経済的な理由等により生活困窮世帯に属する子どもが元気に育つための必要な資金を交付し、自立を援助を行います。(20歳未満の者及び20歳以上の大学等在学者)	佐倉市社協		佐倉市社協 企画経営室 生活支援 担当
通 年	奨学福祉事業 次世代を担う学生への 勉学奨励金の支援を通じ、 人材の育成を図ります。	佐倉市社協		佐倉市社協 地 域 共 生 推進班
年1回	交通遺児援護基金による 各種支給金の支給を行います。	佐倉市社協		佐倉市社協 地域共生 推進班
通 年	各地区社会福祉協議会 活動の中でポストコロナの 視点を鑑みながら一緒に ボランティアを行うなど、 活動を通じてふれあいや 児童青少年の健全育成を 図ります。	市内全域		各地区社会 福祉協議会
8～12月	共同募金運動の啓発として、赤い羽根しおりづくりや街頭募金活動などを通じて、助けあいの気持ちを醸成します。	佐倉市社協		千葉県共同 募金会佐倉 市支会 (佐倉市社協)

令和6年度 事業・活動計画書

団体・機関名

佐倉市立佐倉東小学校

会員数（団体の場合）

161名

月 日	活 動 内 容	場 所
毎週月曜日	人権・生徒指導会議(いじめ問題・問題行動・虐待)	佐倉東小学校
毎月1回	職員会議(ケース会議:支援が必要な児童についての共通理解及び情報の共有)	佐倉東小学校
年3回	ちばトレ(防犯教室:低・中・高学年で実施)	佐倉東小学校
年2回	地区児童会(登校・下校班の確認及び交通安全指導)	佐倉東小学校
年2回	スクールガードパトロール代表者会議	佐倉東小学校
毎月1回	佐倉地区青少年住民育成会議夜間パトロール	JR・京成佐倉駅付近
年5回	歌声交換会(2学年→体育館で発表、他の学年は教室でリモート鑑賞)	佐倉東小学校
年3回	佐倉市・酒々井町小中学校生徒指導連絡協議会	未定
年4回	佐倉市生徒指導担当者会議	オンライン
年3回	教育相談(3週間で実施)	佐倉東小学校
年2回	児童集会(人権集会:いじめゼロ宣言)→今年度は6月と11月に体育館で実施	佐倉東小学校
年8回	なかよしタイム(縦割り活動)→校庭(雨天時:教室で実施)	佐倉東小学校
年2回	QU検査(1年生は後期のみ)	佐倉東小学校
年2回	民生委員・児童委員学校訪問会議→前期分6月に実施	佐倉東小学校
7月12日	千成祭礼神輿教室(講話・実技)	佐倉東小学校
8月21日	校内人権研修会(東中学区3校合同人権研修会)	佐倉東小学校

令和6年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市立佐倉東中学校 会員数（団体の場合） 242名

月日	活動内容	場所
毎週金曜日	・生徒指導会議で、各学年の様子について、担当者による情報交換及び対策の検討を行う。	校長室
適宜	・上記：生徒指導部会議で必要とされる場合、ケース会議を開催する。	校長室
適宜	・セクハラ・体罰、学校生活アンケート調査等の実施により、聞き取り・対応等の必要があれば行う。	各教室
毎月1回	・職員会議において、各学年の問題行動・長欠生徒の様子について、職員全体で情報共有を行う。	校長室
毎月1回	・校外パトロールに参加（青少年育成連絡協議会）	学区
4月24日 ～5月2日	・第1回教育相談	各教室
5月15日	・生徒総会「さしみ宣言」に署名 いじめをさせない・しない・みのがさない	体育館
8月21日	・人権研修会（学区：佐倉東小・白銀小と合同開催）	佐倉東中
10月23日 ～29日	・第2回教育相談	各教室
12月4日	・人権集会（人権作文、人権標語の発表等）	体育館 各教室
1月21日 ～27日	・第3回教育相談	各教室

提出日：令和6年7月12日（金）まで

令和6年度 事業・活動計画書

団体名 千葉県立佐倉西高等学校

月 日	活 動 内 容	場 所
4月23日	第1回高等学校生徒指導推進研究協議会	総合教育センター
5月21日	第1回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田北高校
6月 4日	千葉県高等学校教育研究会生徒指導部会	千葉県教育会館
7月 4日	第2回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	佐倉南高校
9月 6日	第3回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	佐倉西高校
9月未定	中・高生徒指導連絡協議会（北総教育事務所主催）	印旛教育会館
10月16日	第4回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	東京学館
12月10日	第5回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	八街高校
3月10日	第6回印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田国際高校

令和6年度 事業・活動計画書

団体・機関名 千葉県立佐倉東高等学校 会員数(団体の場合) 696 名

月 日	活 動 内 容	場 所
4月 23日	第1回 高等学校生徒指導推進研究協議会	千葉女子高校
5月 21日	第1回 印旛地区高等学校生徒指導連絡協議会	成田北高校
6月 4日	千葉県高等学校教育研究会生徒指導部会(総会)	県教育会館
7月 4日	第2回 印旛地区	佐倉南高校
9月 6日	第3回 印旛地区	佐倉西高校
9月 24日	中・高生徒指導連絡協議会(北総教育事務所主催)	印旛教育会館
10月 16日	第4回 印旛地区	東本学園高校
10月中旬	佐倉市内4高校 PTA合同研修会(街頭巡回指導)	未定
12月 18日	第5回 印旛地区	八街高校
12月中旬	第2回 高等学校生徒指導	未定
3月 10日	第6回 印旛地区	成田北高校

*既存の書式、計画書でも支障はありません。

提出日：令和6年7月12日(金)まで

令和6年度佐倉市青少年相談員連絡協議会事業・活動計画書

団体名 佐倉市青少年相談員連絡協議会
構成人数 87人

活動テーマ	青少年の健全育成活動を通してのまちづくり ～ふるさと佐倉を自慢できる青少年の育成～
活動方針	地域の教育力の担い手として 1 青少年健全育成活動の推進 2 身近な地域での活動の充実 3 各種関係団体との連携の推進

月 日	活動内容	場 所	対象・参加者
4月14日	定期総会	佐倉市役所 社会福祉センター 3階中会議室	青少年相談員
6月23日	ユニカール交流大会	中央公民館 大ホール	小学校1～6年生 7チーム 23名
7月 7日	印旛地区青少年相談員 基本・課題研修会	佐倉草ぶえの丘 体育館	青少年相談員
9月29日	印旛地区少年の日 ・地域のつどい大会	大栄B & G 海洋セ ンター 体育館	小学校4～6年生 64～96名程度
11月3日	青少年相談員研修会	未定	青少年相談員 20名程度
11月17日	なぞときアドベンチャー	佐倉城址公園	小学生約100人程度
2月9日	ソフトドッジボール大会	小出義雄記念 陸上競技場	小学生30チーム240人程度
年2回	青少年相談員トピックス 発行		全児童・生徒



ソフトドッジボール大会

佐倉市民体育館を会場に佐倉市独自の王様ルールで6ブロックに分かれてリーグ戦で対戦します。

6月の時点で体育館が工事のため使えないため、今年度は2月開催の運びとなりました。

前年度は、市内小学校4年生～6年生を対象に募集し結果18小学校から223人の参加がありました。

なぞときアドベンチャー

佐倉城址公園を会場に、チームで地図で示したポイントをめぐり、佐倉市にちなんだクイズやなぞとき、簡単なゲームをします。

獲得した点数に応じて、ランキング認定して、認定書を交付します。



広報啓発活動

・年2回のトピックスの発行

- ・ホームページでの活動紹介
- ・マスコットキャラクター「ちゅんさく君」の周知と活用の促進
- ・市内小・中学校の訪問

2019 年度以降、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、学校訪問は控えている。

地区活動

上記のほか、市内 8 地区（佐倉・北志津・南志津・臼井・千代田・根郷・和田・弥富）で、趣向を凝らした地区活動を実施しています。

令和 6 年度 事業・活動計画書

団体名 印旛健康福祉センター

月 日	活 動 内 容	場 所
6 月 1 2 月	1 覚醒剤等薬物乱用防止対策 ・薬物乱用防止の街頭キャンペーン (長もも 25) ・薬物乱用防止の街頭キャンペーン	印旛 JR四街道駅前 (未定)
5～6 月	2 不正大麻・けし撲滅運動 ・管内を巡回し、けしなどを発見した場合には抜去する	管内
通年	3 精神保健福祉相談・訪問 ・精神科嘱託医、精神保健福祉相談員等が心や精神障害等の相談に応ずる	電話・面接 当センター
未定	4 思春期保健事業 ・小中学校教員、市町母子保健担当者向け講演会 (未定)	当センター
通年 奇数月第 3 金曜 偶数月第 3 金曜	5 自殺対策事業 ・相談窓口一覧表 (一般向け) を HP に掲載 ・遺族向け対面相談 (6 回・千葉いのちの電話) ・わかちあいの会ひだまり (6 回・千葉いのちの電話)	当センター
通年	6 配偶者暴力相談支援センター事業 ・電話相談：土日祝日を除く平日 9:00～17:00 ・面接相談：火曜日 (予約制)	当センター
1 2 月 3 月	7 エイズ (後天性免疫不全症候群) 対策事業 ・街頭キャンペーン ・生徒・学生を対象とした講演会	(未定) 管内高等学校
毎月第 2 水曜 偶数月第 2 水曜	・HIV 等検査 (予約制) 【受付 13:30～14:00】 " 夜間検査 (予約制) 【受付 17:30～18:00】	当センター

令和6年度 事業・活動計画書

団体・機関名 成田公共職業安定所

月 日	活動内容	場所
6月	●高等学校と企業との就職情報交換会 進路指導担当教諭と企業担当者の面談及び企業による生徒への説明会	マロウドインター ナショナルホテル 成田
要請都度	●高等学校生徒に対する職業講話 ①就職活動の考え方②社会の動き③就職への準備 ④就職活動で大切なこと④ハローワーク成田とは	各学校
要請都度	●高等学校生徒に対する模擬面接等 ①面接に向けて②グループ面接練習③個別面接練習 ④志望動機（履歴書）セミナー⑤履歴書作成支援	各学校
要請都度	●個別面接練習	各学校（HWでも可）
要請都度	●労働法セミナー（就職内定者等向け） ①労働法全般②給与③労働時間④休日など	各学校
12月	●高校生の冬期就職相談週間 主に未内定者に対し、一人一人の希望に応じた求人企業の検索、履歴書作成支援、面接に向けてのアドバイス等	ハローワーク
2月	●高等学校職業指導連絡会議 ハローワークからの連絡事項（次年度の業務計画等含む）の共有及び各種支援策の案内等	成田市からべ 公民館

新規学校卒業者の採用選考開始時期等の取決め（令和6年度）

成田公共職業安定所

中学校	○公共職業安定所にて求人の受付開始 ○事業主への求人票返戻開始 * 安定所より管内（成田市・佐倉市・印西市・富里市・印旛郡・山武郡のうち芝山町）の各中学校（就職希望者のいる）へ連絡。 ○学校推薦・選考開始 * 学校から、安定所経由で、応募者の「紹介状・全国統一応募書類」を事業主へ送付。 ○採用内定開始 * 応募者へ選考結果の連絡。 * 安定所へ採否通知書にて採否の連絡。 ※ 採否通知書……紹介状（3枚複写）の2枚目、3枚目 ・ 2枚目…事業所管轄安定所へ送付 ・ 3枚目…応募者の学校管轄安定所へ送付	6月 1日～ 7月 1日～ 1月 1日～ 1月 1日～
高等学校	○公共職業安定所にて求人の受付開始 * 安定所の受理印の無い求人票での求人活動は不可。 ○事業主への求人票返戻開始 * 事業主より各学校へ連絡 * 安定所の管外の学校に連絡する場合、当該学校の管轄安定所に連絡する必要はない。 ○学校推薦開始 * 学校から、応募者の「全国統一応募書類」（履歴書・調査書）を送付。 * 学校からの応募書類の到着は、9月5日以降となるように。 ○選考開始（生徒の応募は1人1社まで） ○採用内定開始 * 選考結果は原則1週間以内に決定し、応募者及び学校あてに通知する。 ○1人原則2社まで複数応募が可能 * 千葉県高等学校就職問題検討会議の申し合わせによる。	6月 1日～ 7月 1日～ 9月 5日～ 9月16日～ 9月16日～ 10月 1日～
専門・短大・大学等	○安定所における求人の受付開始 ○安定所における求人票の開示開始 ○選考開始 ○採用（正式）内定開始	2月 1日～ 4月 1日～ 6月 1日～ 10月 1日～

令和6年3月新規学校卒業者の進路状況

令和6年3月末現在

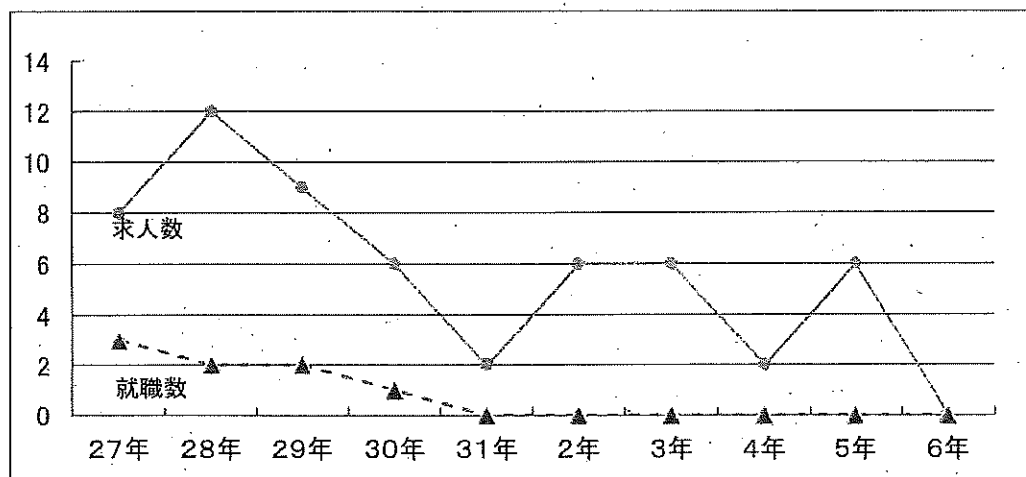
成田安定所

進路別	学校別	中学校			高等学校			専修学校			高等専門学校			短期大学			大学		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
		人	人	人	(0)	(0)	(0)	人	(0)	(0)	人	(0)	(0)	人	(0)	(0)	人	(0)	(0)
1 卒業者総数		4,505	2,293	2,212	2,676	1,416	1,260	443	301	142	0	0	0	118	8	110	976	467	509
2 進学者数		4,453	2,264	2,189	1,577	831	746	117	117	0	0	0	0	5	1	4	94	56	38
3 就職者数	計	1	0	1	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0	0	0	107	6	101	745	330	415
	県内	1	0	1	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0	0	0	94	5	89	265	94	171
	県外	0	0	0	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	0	0	0	13	1	12	480	236	244
	計	0	0	0	(0)	(0)	(0)	142	89	53									
4 3のうち学校 (安定所)の 紹介によるもの	計	0	0	0	234	150	84												
	県内	0	0	0	(0)	(0)	(0)												
	県外	0	0	0	221	141	80												
5 公共職業訓練校入校者数		0	0	0	9	9	0												
6 専修・各種学校入校者数		14	9	5	548	240	308												
7 家事・家業・その他		37	20	17	(0)	(0)	(0)												

注 1 高等学校()は高等学校専攻科のうち数
2 専修学校()は高等技術専門学校高卒2年課程のうち数

新規学校卒業者の求人及び就職者の推移(各年3月末現在) (成田所管内)

(中学校)

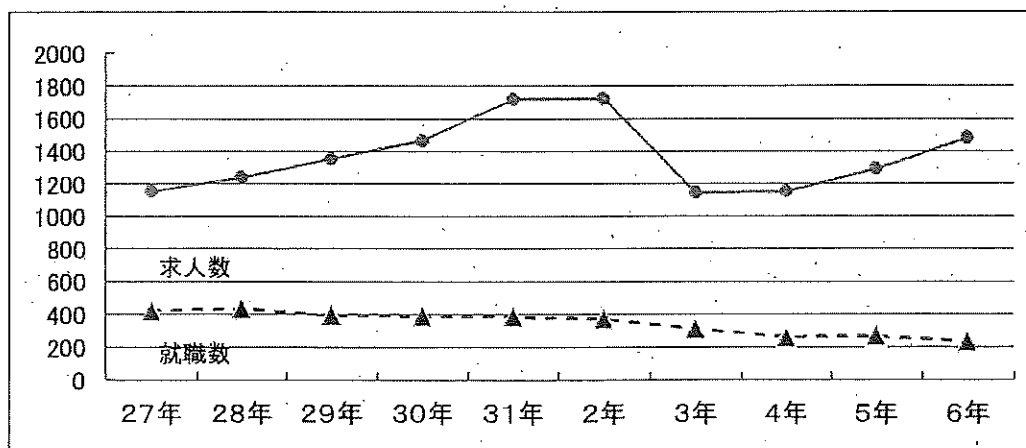


(平成)

(令和)

年 項 目	27年	28年	29年	30年	31年	2年	3年	4年	5年	6年
求人数	8	12	9	6	2	6	6	2	6	0
就職数	3	2	2	1	0	0	0	0	0	0

(高等学校)



(平成)

(令和)

年 項 目	27年	28年	29年	30年	31年	2年	3年	4年	5年	6年
求人数	1,155	1,241	1,354	1,466	1,719	1,724	1,148	1,154	1,292	1,482
就職数	422	434	394	389	387	370	311	261	268	232

第2号議案

令和6年度 活動計画

佐倉警察署 少年警察ボランティア

日 時	集 合 場 所	内 容	備 考
4月20日(土) 20:00～	佐倉警察署駐車場	佐倉地区パトロール (署内少年犯罪説明会同時)	
5月10日(土) 10:00～	佐倉市役所社会福祉センター	佐倉警察署管内防犯組合連合会総会	
5月18日(土) 20:00～	ユーカリイオン駐車場	ユーカリ地区パトロール	
6月15日(土) 20:00～	JA千葉みらい八街集荷場駐車場	八街地区パトロール	
7月20日(土) 20:00～	酒々井町中央公民館駐車場	酒々井地区パトロール	
8月17日(土) 20:00～	佐倉警察署駐車場	佐倉地区パトロール	
9月21日(土) 20:00～	ユーカリイオン駐車場	ユーカリ地区パトロール	
10月上旬		令和6年度少年指導員研修会	
10月19日 (土) 20:00～	JA千葉みらい八街集荷場駐車場	八街地区パトロール	
11月16日 (土) 20:00～	酒々井町中央公民館駐車場	酒々井地区パトロール	
12月上旬		犯罪被害者支援連絡協議会総会	
12月上旬		年末年始特別警戒取締り出動式	
12月21日 (土) 20:00～	佐倉警察署駐車場	佐倉地区パトロール	
1月18日(土) 20:00～	ユーカリイオン駐車場	ユーカリ地区パトロール	
2月15日(土) 20:00～	JA千葉みらい八街集荷場駐車場	八街地区パトロール	
3月15日(土) 20:00～	酒々井町中欧公民館駐車場	酒々井地区パトロール	

令和6年度 事業・活動計画書

団体・機関名 佐倉市青少年育成市民会議

佐倉市青少年育成市民会議は、国が少年非行を防止するため国民が一体となって青少年の健全育成に取り組む国民運動を展開しようと呼びかけ、それに呼応し、昭和57年に佐倉市青少年育成市民会議が設立されました。市内7地区に住民会議があり、子どもの非行防止や子どもたちを犯罪被害から守るためのパトロール活動や地域交流まつりなどを展開し、地域の中で子どもたちの健やかな育ちを応援しています。

主な活動

月 日	活 動 内 容	場 所
6月26日	総会	夢咲くら館
7月10日 ～12日	社会を明るくする運動街頭啓発	市内商業施設等
7月12日 ～16日	社会を明るくする運動 Web 講演会	オンライン
9月21日	「私の思い」中学生の主張千葉県大会	蘇我コミュニティセンター
1月13日	佐倉市成人式	佐倉ハーモニーホール
3月下旬	役員会	未定

【主な活動の紹介】

各地区パトロール

子どもの非行防止や子どもたちを犯罪被害から守るため、各地区の駅前や公園などを中心に、パトロールを夜間に実施しています。



令和6年度佐倉市スポーツ協会事業計画

月	日	曜日	事業名	会場	対象
4	15	月	市民ゴルフ大会	麻倉ゴルフクラブ	一般
	21	日	市民ソフトボール大会【予備日4/29】	長嶋記念球場他	一般
	26	金	佐倉市スポーツ協会第1回理事会	社会福祉センター3階	スポ協理事
5	3	金	春季市民野球大会(6/30まで 12日間)	長嶋記念球場他	一般
	15	水	令和5年度佐倉市スポーツ協会表彰式並びに 佐倉市スポーツ協会総会	社会福祉センター3階	スポ協理事他
	18	土	市民弓道大会(5/25まで 2日間)【予備日5/26】	佐倉市民体育館	高・一般
	19	日	市民テニス大会(5/26まで 2日間)【予備日6/1,6/15】	岩名テニスコート他	一般
6	2	日	市民ソフトテニス大会【予備日6/16】	岩名テニスコート他	高・一般
7	7	日	市民バレーボール大会	佐倉市民体育館	高・一般
8	24	土	佐倉市近隣柔道大会	佐倉市民体育館	中学生
9	1	日	市民インディアカ大会	佐倉市民体育館	一般
	15	日	佐倉市長杯中学生レスリング選手権大会	佐倉市民体育館	中学生
	21	土	市民バスケットボール大会(9/22まで 2日間)	佐倉市民体育館	高・一般
			佐倉市少年サッカー選手権大会(9/29まで 2日間)	岩名球技場他	小学生
	29	日	市民空手道大会	佐倉市民体育館	小学生～一般
10	5	土	太極拳検定試験及び講習会	佐倉市民体育館	一般
	6	日	市民卓球大会	佐倉市民体育館	一般
			市民サッカー大会(10/27まで 4日間)	岩名球技場	一般
	20	日	佐倉市子ども相撲大会【予備日10/27】	岩名相撲場	小学生
	20	日	市民バドミントン大会	佐倉市民体育館	小学生～一般
11	3	日	市民剣道大会	佐倉市民体育館	中・高・一般
12	22	日	市民バウンドテニス大会	佐倉市民体育館	一般
3	1	土	春季少年野球大会(3/23まで 12日間)	長嶋記念球場他	小学生
			市民スキー		一般・クラブ員
			市民ボウリング大会	ユーカリボウル	一般
			佐倉市スポーツ協会第2回理事会		スポ協理事

千葉県・印旛郡市スポーツ協会主催事業

7	6	土	第75回印旛郡市民スポーツ大会総合開会式	佐倉市	高・一般
	7	日	第75回印旛郡市民スポーツ大会(7/28まで 7日間)	郡内各会場	高・一般
8	24	土	第75回印旛郡市民スポーツ大会総合閉会式	佐倉市	高・一般
			第74回千葉県民スポーツ大会団結式	佐倉市	高・一般
			第74回千葉県民スポーツ大会夏季大会		高・一般
			第74回千葉県民スポーツ大会秋季大会		高・一般
12	1	日	第94回印旛郡市駅伝競走大会	岩名運動公園	高・一般
3			第75回千葉県民スポーツ大会冬季大会(スキー)		高・一般

後援・協力行事

5	18	土	わんぱく相撲佐倉場所	岩名相撲場	小学生
10	14	月	さくらスポーツフェスティバル	岩名運動公園球技場	小学生～一般
11	24	日	第71回佐倉市制記念駅伝競走大会	岩名運動公園	中学生～一般
3	30	日	第42回佐倉マラソン	小出義雄記念陸上競技場	小学生～一般
			トップアスリート教室		

令和6年度佐倉市スポーツ推進委員事業計画

月	日	曜日	事業名	会場	備考
4	13	土	委嘱状交付式及び第1回会議	佐倉市役所	
6	3	月	第2回会議（ニュースポーツまつり）	佐倉市役所	
7	13	土	ニュースポーツまつり	市民体育館	
8	未定		第3回会議（さくらスポーツフェスティバル）	佐倉市役所	
10	14	月	さくらスポーツフェスティバル	岩名運動公園	
			第4回会議（冬季事業について）	岩名運動公園	
12	8	日	佐倉市スポーツ推進委員冬季事業	市民体育館	
3	30	日	第42回佐倉マラソン	岩名運動公園	

令和6年度東印旛地区スポーツ推進委員事業計画等（予定）

月	日	曜日	事業名	会場	備考
4	16	火	東印旛地区スポーツ推進委員連合会総会	成田市役所	
5	16	木	千葉県スポーツ推進委員連合会 第1回理事会・総会	県総合SC宿泊研修所	
6	6	木	関東スポーツ推進委員研究大会 千葉大会 前日準備	重兵衛スポーツフィールド中台	
	7	金	関東スポーツ推進委員研究大会 千葉大会（6/7～8）	重兵衛スポーツフィールド中台	
7	6	土	千葉県スポーツ推進委員初任者研修会	県総合SCスポ科アリーナ	
9	7	土	千葉県スポーツ推進委員連合会 拡大交流会	県総合SCスポ科アリーナ	
11	14	木	全国スポーツ推進委員研究大会 宮崎大会（11/14～15）	宮崎県宮崎市 ひなた武道館	
12	19	木	東印旛地区スポーツ推進委員連合会 第2回理事会	成田市役所	
1	19	日	千葉県スポーツ推進委員研究大会	佐原文化会館	
2	2	日	千葉県スポーツ推進委員研修会 学びと集い2024	県総合SC	
	16	日	東印旛地区全体研修会（AM） 東印旛地区スポーツフェスティバル（PM）	八街市	
3	未定		東印旛地区スポーツ推進委員連合会 表彰候補者選考会・第3回理事会	成田市役所	

令和6年度 事業計画

月	日(曜)	校 内 行 事	日(曜)	校 外 行 事
4	8 (月) 10 (水) 12 (金) 20 (土) 23 (火) 24 (水)	・ 前期始業式・登校指導 (～7日) ・ 入学式 10:00 ・ 第1回PTA理事会(新旧) 19:00 ・ PTA定期総会(書面会議) 保護者懇談会 ・ PTA会費集金 ・ 第1回学校運営委員会 15:30	9 (火) 17 (水) 18 (木)	・ 第1回南部地区P連絡協議会(書面会議) ・ 市P連 バレーボール大会抽選会 (弥富小学校) ・ 第1回市P連運営委員会(書面会議) 
5	18 (土)	・ 再生資源回収日(予備日19日) ※バレーボール練習日程については、大会への参加の仕方が決定次第、連絡となります。	11 (土) 22 (水) 25 (土)	・ 市P連定期総会 志津コミュニティセンター 9:20～11:00 ・ 市P連バレーボールブロック大会 (ブロックごとに6月4日までに一日開催) ・ 郡P連 本部役員会議・第1回理事会定期総会 印旛教育会館
6	29 (土)	・ PTA労力奉仕 8:00(予備日30日) ・ 第2回PTA理事会 11:00	1 (土) 10 (月) 16 (日) 30 (土)	・ 県PTA定期総会・表彰式(千葉県教育会館) ・ 三行詩応募作品〆切 ・ 市P連バレーボール大会 (佐倉南高校体育館) ・ 郡PTAバレーボール大会(下総みどり学園)
7	9 (火) 12 (金) 19 (金)	・ 学習支援委員会 13:25 ・ 教育ミニ集会(試食会) ・ 運動会実行委員会	22 (月)	・ 郡P連 標語・作文コンクール作品応募〆切
9	2 (月) 3 (火) 14 (土) 28 (土)	・ 登校指導(1日～3日) ・ PTA会費集金 ・ 第2回労力奉仕 8:00(予備日15日) ・ 第3回理事会 11:00 ・ 地域ぐるみ運動会(半日) (予備日29日・10月5日)	12 (木) 15 (日)	・ 郡P連本部役員 ・ 第2回理事会 ・ 第2回南部地区P連絡協議会 幹事校 ・ 標語・作文推薦作品審査(印旛教育会館)
10	3 (木) 8日～10日 (火・水・木) 11 (金)	・ 地域学習の日(予備日4日) ・ 個人面談 ・ 前期終業式(後期15日から) ・ 学校運営委員会 18:00 (すずかけプラン会議)	24 (木)	・ 県PTAバレーボール大会(我孫子)
11	9 (土) 30 (土)	・ 学校評価委員会 ・ 小規模特設校弥富小公開(授業参観) ・ 再生資源回収日(予備日12月1日)		・ 県PTA研究大会いちほら大会 (市原市市民会館)
12	2 (月) 3 (火) 11 (水)	・ 風づくり3年 ・ 学校評価委員会(授業参観・試食会) ・ 味噌づくり(3日～5日) ・ 竹炭づくり(～2日間)		・ 市P連臨時運営委員会 中央公民館
1	7 (月) 14 (火) 17 (金)	・ 登校指導(～12日) ・ PTA会費集金日 ・ PTA役員選考委員会 18:00		
2	4 (火) 7 (金) 13 (木) 19 (水)	・ 新1年生保護者入学説明会 ・ 第3回学校運営委員会 15:30 ・ 学校保健委員会 14:45 ・ 第4回PTA理事会	19 (水)	・ 郡P連本部役員会 ・ 第3回理事会 ・ 市P連 第2回役員会(中央公民館) ・ 市P連 第2回運営委員会(中央公民館) ・ 第3回南部地区P連絡協議会(書面会議)
3	4 (火) 14 (金) 24 (月)	・ 6年生を送る会・学級懇談会 ・ 卒業式 ・ 修了式	3 (月)	・ 郡P連広報紙コンクール作品応募〆切日

令和6年度 事業・活動計画書

団体・機関名：佐倉人権擁護委員協議会 会員数：14名（佐倉市委員数）

月 日	活 動 内 容	場 所
令和6年 4月16日	令和6年度 佐倉人権擁護委員協議会第一部会総会	佐倉市／ミレニアムセンター佐倉
5月17日	令和6年度 佐倉人権擁護委員協議会総会	佐倉市／ウィッシュトンホテル・ユウカリ
5月23日	第1回役員会 「人権擁護委員の日」研修会について	佐倉市役所
6月24日	第1回研修会 「インターネットによる人権侵害への対応」	八街市役所
9月12日	第2回役員会 第2回研修会について 人権週間における啓発物品について	佐倉市役所
12月13日	第2回研修会及び人権週間啓発活動に関する反省会	佐倉市／志津コミュニティセンター
令和6年2月	第3回役員会 令和6年度総会について	佐倉市役所
4月	会計監査	佐倉市役所

*既存の書式、計画書でも支障はありません。

提出日：令和6年7月12日（金）まで

令和6年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取り巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉警察署

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること

SNSを通じた、青少年を対象にした被害。

・児童ポルノ/事案 (オンラインゲームからのLINEなど)

・性被害 (SNSで知り合い接触し被害にあふなど)

・闇バイト (社会問題とあり、特殊詐欺関係)

・大麻を始めとした薬物事案

上記の課題を解決するための提言

保護者による積極的な管理。(使用制限など)

SNSの危険性に関する教示。

薬物乱用防止教室の実施。

提出日：令和6年7月12日（金）まで

団体・機関名 社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会

青少年や青少年たちを取り巻く環境で課題と感じていること

外国籍の児童について

市から受託している「生活困窮者自立支援事業」のなかの学習・生活支援事業において、児童はもとより保護者に対する支援・関わりに課題を感じている。市内に7団体ある学習支援団体の中には、利用者が全て外国籍の児童が占め、ルールや学習の機会の場が崩壊したこと、日本人の児童が来なくなってしまった状況などの活動団体からの苦悩が寄せられている。

上記の課題を解決するための提言

学習・生活支援事業における学習支援活動は、児童が家庭と学校だけではなく、地域と繋がり地域の大人にも見守ってもらい、学習を通して「地域で生活する」ことを支援する場となっている。

宗教や国民性などの異なる文化で、言語の問題だけではない壁があり、学習支援だけでは解決できることではない。

学校や教育委員会と学習支援団体、国際交流基金等の関係機関が連携し、学習の機会と地域の大人に頼れる居場所を、国籍は関係なく必要な児童に提供できることが必須であると考えられる。

青少年や青少年達を取巻く環境で課題と感じていること

○発達障害を抱えている生徒の増加。保護者も発達障害または事実を認めない。普通高校は ADHD、LD の専門家ではない。早期発見、早期対応が必要。受認できない本人、保護者に伝達手段が無く、特別支援につなげない。攻撃性がある生徒・保護者がいると学校が崩壊する。○暴走族が増加している。警察に呼び止められても事実を認め、反省しない生徒が増えている上に、保護者も一緒に嘘を容認するケースが増えている。厳しい指導が無くなった影響か、怖いもの知らずで反社会的、非社会的な行動を起こし、反省もしないので、行動変容が期待できない。最近の若者による闇バイトなどによる強盗事件はこの延長線上の出来事だと捉えている。○学力低下が著しい。ADHD や LD の問題もあるが、学習の意欲がない。

上記の課題を解決するための提言

○小学校、中学校段階で、特別支援が必要な児童・生徒の発見と状況に合わせた治療等の対応が必要。特別支援の必要性の見立てのできる特別支援アドバイザーが長く児童・生徒の観察ができ専門機関へとつなげられる制度が必要である。さらに、通級等で対応した生徒等が進学した先の高校と情報を共有することが必要。高校側では保護者からの「配慮申請」がなければ情報が得られないため、細かいことまで情報を貰える会議等の設置が必要。

○非行対応は、学校、警察、PTA などの地域巡回パトロールなどを充実させ、未然防止に努めることと、学校における発達段階に応じた講習会・講演会などを充実させること、その場合の講師バンクのようなものをつくり情報提供していただけると有難い。

○公的機関の補習塾のようなものが設置できないか。また、その情報を進学先の高校を共有できないか。

令和6年度 第1回 佐倉市青少年問題協議会

- ・活動を通して青少年や青少年を取巻く環境で課題と感じていることがございましたら、ご記入ください。
- ・上記の課題を解決するための提言がございましたらご記入ください。

団体・機関名 佐倉市スポーツ協会

青少年や青少年達を取り巻く環境で課題と感じていること
資料にあります「令和6年度佐倉市スポーツ協会事業計画」は、佐倉市との共催
事業で各種目別専門部1事業であります。
例えば、少年野球では、春季少年野球大会（3月開催）、少年サッカーでは、佐
倉市少年サッカー選手権大会（9月開催）があります。しかしながら、年間を通し
て北総大会、〇〇杯大会、千葉県大会予選大会、△〇招待大会など公式大会から
私設大会まで数多くの大会（試合）が組まれています。
児童生徒の健康や傷害、保護者負担等、諸問題も見聞きするところです。
上記の課題を解決するための提言
近年、熱中症（対策）に対する取り組みが地域社会、学校、スポーツ社会におい
ても重要課題であります。私見ではありますが、「夏休み期間中は活動を休止する」
といったことも検討してもよいのではないかと考えます。
現場でご尽力をされている指導者の方、活動を支援する保護者の方、もちろん
主役である児童生徒の皆様方には、活動意欲や競技力の低下等に懸念を抱かれると
思います。甲子園野球、中学全国大会等に代表されるように真夏のスポーツ祭典が、
地域の真夏のスポーツ練習も同化しているのではないかと思います。
図書館、公民館、博物館、家族旅行、地域の祭り等、多様な活動も推奨します。

提出日：令和6年7月12日（金）まで

地方青少年問題協議会法

(設置)

第一条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。）（以下「地方青少年問題協議会」と総称する。）を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
 - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

佐倉市青少年問題協議会設置条例

(設置)

第1条 本市は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定により、佐倉市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市教育委員会委員
- (3) 市の事務部局の関係職員
- (4) 市教育委員会の事務局の職員
- (5) 警察関係職員
- (6) 家庭裁判所の職員
- (7) 社会教育委員
- (8) 民生委員・児童委員
- (9) 保護司
- (10) 社会福祉協議会運営委員
- (11) 小学校長、中学校長、高等学校長
- (12) 青少年相談員
- (13) 識見を有する者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、市長をもって充て、副会長は、教育長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、青少年育成担当課において処理する。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、議事手続その他協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

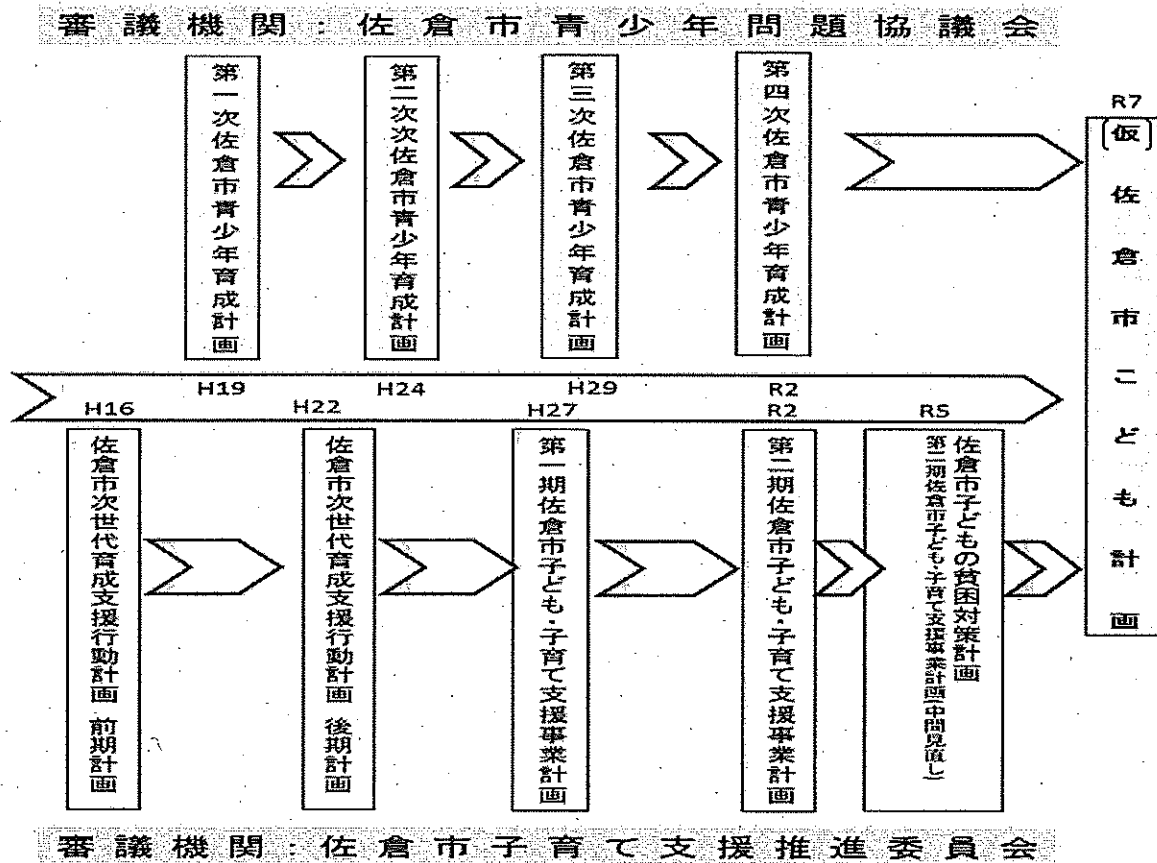
3 佐倉市こども計画の策定について

1. こども基本法における「市町村こども計画」について

- 都道府県は、「こども大綱」を勘案し、「都道府県こども計画」を、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとする。
- 都道府県・市町村こども計画は、「子ども・若者育成支援推進計画」、「子どもの貧困対策計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等と一体のものとして作成することができる。

(こども基本法第10条)

2. 子ども施策関連計画の策定状況と今後の作成方針について



- 「青少年育成計画(子ども・若者育成支援推進計画)」、「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの貧困対策計画」、「次世代育成支援行動計画」の4計画を一体化し、「こども計画」として位置づける予定。

新計画は各こども施策に関する計画を内包した一体のものとして作成し、こども施策を総合的に推進します。

佐倉市子ども計画作成日程

青少年育成計画

子ども・子育て支援事業計画

年	月	青少年問題協議会	庁内検討会議	子育て支援推進委員会	事務局
	6			6/7開催(第1回) ・佐倉市子ども計画の概要	
	7	7/26開催(第1回) ・各団体の取組みについて ・青少年及び青少年を取り巻く環境の課題と解決のための提言			・アンケート調査報告の分析 ・現行計画結果の分析 ・課題抽出 ・意見取りまとめ ・計画素案たたき台の準備 ・国県計画との整合 ・佐倉市総合計画との整合
	8	①	8月中旬開催予定 ・ニーズ調査結果報告 ・課題抽出、対応施策選定	8/2開催予定(第2回) ・アンケート調査の結果報告、計画への反映	・市個別計画との調整 ・各種資料の集計
R6	9				
	10	②	10月中旬開催予定 ・素案たたき台検討 ・指標、重点事業について		・関係各課との調整(個別計画との調整) ・計画素案の作成
	11	③	11月中旬以降開催予定 ・素案の検討 ・指標、重点事業について	11/8開催予定(第3回) ・骨子案 ・計画素案のたたき台検討(諮問) ・高校生を対象とした意見	11月下旬 全庁照会 ・素案(案)について
	12	12月開催予定(第2回) ・素案の承認	12月初旬開催予備		・計画案の修正(子育て支援推進委員会・本部会議・青問協での修正を加味)
	1			1/10開催予定(第4回) ・素案の承認(答申)	1/22 政策調整会議 ・1/8事前説明 ・素案の承認
R7	2				【パブリックコメント実施】 ・パブリックコメントのまとめと計画案への反映
	3			3/21開催予定(第5回) ・佐倉市子ども計画の策定	市長決裁 計画施行・公表・配布

佐倉市こども計画策定のためのニーズ調査結果報告

調査対象

調査の種類	調査対象
就学前児童保護者	市内にお住まいの就学前児童を持つ保護者の中から、無作為に 400 名
小学生保護者	市内にお住まいの小学生のお子様を持つ保護者の中から、無作為に 327 名
中学生保護者	市内にお住まいの中学生のお子様を持つ保護者の中から、無作為に 350 名
小学生本人	小学生の方の中から、無作為に 327 名
中学生本人	中学生の方の中から、無作為に 350 名
若者	15 歳～39 歳の方の中から、無作為に 900 名

調査期間

調査の種類	調査期間	調査方法
就学前児童保護者 若者	令和 6 年 5 月 13 日～令和 6 年 6 月 12 日	郵送配布、web による回答
小学生保護者 中学生保護者 小学生本人 中学生本人	令和 6 年 5 月 15 日～令和 6 年 6 月 12 日	学校に配布、web による回答

回答状況

調査の種類	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	400通	201通	50.3%
小学生保護者	327通	155通	47.4%
中学生保護者	350通	179通	51.1%
小学生本人	327通	211通	64.5%
中学生本人	350通	322通	92.0%
若者	900通	226通	25.1%

主なアンケート結果（抜粋）

問 ヤングケアラーという言葉を知っていますか。（ヤングケアラーとは、ふつう大人が行うような家事や家族のお世話を日常的に行っているこどものことを指します。例えば、家族のお風呂やトイレのお世話、きょうだいのお世話など。）

結果（単位：％、小数点以下第2位四捨五入）

	言葉も内容も知っている	言葉だけは聞いたことがある	知らない	無回答
小学生	9.5	17.5	73.0	0.0
中学生	31.7	22.4	45.7	0.3
若者	63.3	12.4	24.3	0.0

問 「子どもの権利条約」を知っていますか。

結果（単位：％、小数点以下第2位四捨五入）

	言葉も内容も知っている	言葉だけは聞いたことがある	知らない	無回答
小学生	42.7	33.6	23.7	0.0
中学生	64.9	22.4	12.7	0.0
若者	27.4	34.5	37.6	0.4

結果分析

「ヤングケアラー」に関する認知度調査では、若い世代ほど認知度が低いことが分かった。

また、「子どもの権利条約」に関する認知度調査では、若者世代に対する認知度が低いことが分かった。

問 あなたにとって居場所（ほっとできる場所、安心できる場所）はありますか。

結果（単位：％、小数点以下第2位四捨五入）

	ある	ない	無回答
小学生	91.9	4.3	3.8
中学生	95.3	4.7	0.0
若者	92.9	7.1	0.0

問 居場所が「ある」と答えた方にうかがいます。あなたの居場所はどこですか。次のうち、あなたの居場所はどこですか。（複数回答可）

1. 家庭 2. 学校 3. 学童 4. 図書館
5. 公民館 6. 公園 7. 児童センター・老幼（ろうよう）の館・ヤングプラザ
8. 子ども食堂 9. プレーパーク 10. インターネット空間
11. 塾・習いごとの場 12. その他（ ）

結果（単位：％、小数点以下第2位四捨五入）

	1. 家庭	2. 学校 (若者は 学校・職 場)	3. 学童 (中学生 と若者は 部活動・ サーク ル)	4. 図書 館	5. 公民 館	6. 公園	7. 児童 センタ ー・老幼 (ろうよ う)の館・ ヤングプ ラザ
小学生	91.2	39.2	5.2	9.8	1.0	22.7	2.1
中学生	89.6	40.1	34.9	6.2	1.0	10.1	1.0
若者	92.4	23.3	10.0	5.7	1.0	6.7	0.0

	8. 子 ども食 堂	プレー パーク	インタ ーネッ ト空間	塾・習 いごと の場	商業施 設（中 学生と 若者の み）	その他	無回答
小学生	1.5	1.0	5.7	24.7		5.7	0.5
中学生	0.3	0.7	10.1	16.3	5.9	5.9	0.0
若者	1.4	0.5	11.0	2.4	11.9	5.2	0.5

結果分析

どの年代にも居場所があることが分かった。小学生世代の約4人に1人が公園を居場所と感じていることが分かった。

また、市の公共施設が居場所として占める割合が低いことが分かった。